

南区期日前投票所における 大阪府知事選挙の誤投票について

南区期日前投票所において、府外に転出しているため大阪府知事選挙の選挙権がない者（以下、対象者）に対し、誤って投票用紙を交付し、投票させる事案が発生しました。

このような事態を発生させたことにつきまして、関係者の方をはじめ、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

同様の事案を発生させないよう、再発防止の徹底及び適正な選挙事務執行を図ります。

1 発生日時

令和 8 年 2 月 2 日（月）午後 1 時 36 分

2 場所

堺市南区期日前投票所（堺市南区桃山台 1-1-1 南区役所 2 階 201・202 会議室）

3 経過

- ・対象者が 2 月 2 日、南区期日前投票所に来所。
- ・受付した担当者が期日前投票システムで選挙権の確認を行った際に、同システム上で大阪府知事選挙の受付可否について「不可」が表示されていたにも関わらず、投票用紙（大阪府知事選挙）を誤って交付し、対象者は当該投票用紙で投票した。
- ・午後 2 時 30 分時点で「期日前投票システムで受付した人数」と「投票用紙交付の枚数」を照合したところ、差異が発生していたため、同システムの受付記録と期日前投票宣誓書を調べたことで、午後 5 時に誤交付が判明。
※対象者は 1 月中に府外に転出しているため、大阪府知事選挙の選挙権は有していない。

4 原因

期日前投票システムで選挙権の有無について、本来画面上で選挙ごとの受付可否を確認すべきところ、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙権を有することは確認したが、大阪府知事選挙の選挙権を有していない「不可」の表示については見落としたため。

※大阪府知事選挙の選挙権を有するには、投票日時点で大阪府内に居住している必要がある。

※衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は投票日当日から遡って 4 か月以内の転出であって、転入先の選挙人名簿に登録されていなければ元の住所地での投票となる。

5 今後の対応

- ・再発防止のため、マニュアル内の確認事項を目立つ記載に変更し、確認時には指さし確認を徹底します。また、全従事者に本事例を共有します。
 - ・期日前投票システムの表示の確認を複数人で確実に行うよう受付体制を変更します。
- ※今回の投票は、開票時には有効票となります。

問い合わせ先	担当 課：南区選挙管理委員会事務局 電話：072-290-1800 ファックス：072-290-1814
--------	------------------------------------------------------------